

# 自治基本条例素案に関する意見(パブリックコメント)を募集

市では「大田原市自治基本条例」の策定を進めています。

自治基本条例とは、本格的な地方主権時代を迎えるなかで、まちづくりの基本原理や理念、あるいは行政の基本ルールなどを定めることにより、市民、行政、議会などが一体となってまちづくりを進める環境を整備することを目指すためのものです。

最終条例案の策定に向けて、条例素案に対する皆さまからのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見を集約し検討を行い、平成26年4月1日の施行を目指します。

## ●意見を提出できる方

- 次のいずれかに該当する方(個人、団体は問いません)
- ・市内在住、在勤または在学中の方
- ・市内に事務所や事業所を有する方またはその団体
- ・市に納税義務のある方
- ・今回の条例素案に利害関係のある方

## ●条例素案の閲覧方法

- ・市ホームページ
- ・政策推進課政策推進係
- ・湯津上支所総合窓口課管理係
- ・黒羽支所総合窓口課管理係

※閲覧受付は下記の提出期間中の午前8時30分～午後5時(土・日を除く)

## ●提出期間 6月5日(水)～25日(火)

※郵便の場合は6月25日(火)消印有効

●提出方法 所定の意見書用紙に住所、氏名、連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。

- ①郵便
- ②ファクシミリ
- ③電子メール
- ④条例素案の閲覧場所の窓口へ直接提出

※電話での受け付けは不可

## ●意見の取り扱い

- ・提出いただいたご意見は、内容について検討し、これに対する市の考え方を公表する必要があると認められる場合は、後日公表します。
- ・個々のご意見に対して直接、個別の回答はしませんのであらかじめご了承ください。
- ・意見公募結果の公表にあたっては、提出者の氏名その他の個人情報公表しません。

問 政策推進課 A 2階

〒324-8641

大田原市本町1-4-1

TEL (23)8701 FAX (23)8748

✉ seisakusuishin@city.ohatawara.tochigi.jp



## 自動交付機が一時休止します

住民基本台帳法の改正に伴う機器の調整のため、自動交付機を一時休止します。なお、仮設庁舎A棟の稼働時間を延長しますので、ご利用ください。

### ●自動交付機休止日時

7月6日(土)～7日(日)

※両日とも終日休止

### ●休止する自動交付機

市役所仮設庁舎A棟、  
湯津上支所、黒羽支所

### ●稼働延長日時(仮設庁舎A棟のみ)

- ・7月1日(月)～5日(金)
- ・7月8日(月)～12日(金)

※いずれも午前8時30分～午後7時

問 市民課 A 1階

TEL (23)8752

## 平成25年度成人式 3地区合同で開催

昨年度まで、大田原地区・湯津上地区・黒羽地区の3地区でそれぞれ成人式を開催してきましたが、今年度から、3地区合同で開催することになりました。



詳細については、今後検討しますので、決定次第、随時お知らせします。

●期 日 平成26年1月3日(金)

●場 所 那須野が原ハーモニーホール

●該当者 平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方

※11月1日現在市内に住所のある方には、11月中旬に案内状を郵送します。

※市内に住所のない方で参加を希望する方は、12月6日(金)までに下記へ電話でお申し込みください。

問 申 中央公民館 湯 TEL 0287(98)7080